

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成30年7月24日

経理責任者

独立行政法人国立病院機構

三重病院長 藤澤 隆夫

1 競争に付する事項

- (1) 入札件名 医事業務委託契約
- (2) 入札案件 別紙「仕様書」のとおり
- (3) 契約期間 平成30年10月1日 ～ 平成33年9月30日
- (4) 履行場所 独立行政法人国立病院機構三重病院
- (5) 入札方法

交渉順位の決定は、最低価格方式を持って行う。なお、交渉順位の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額をもって交渉順位決定価格とするので、入札は消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

また、代理人が入札をするときは、必ず入札書を提出するまでに代理委任状を提出すること。

入札書は、必ず封筒に入れ密封し、その封皮に氏名（法人の場合は名称又は商号）を記載すること。

2 競争に参加する者の必要資格に関する事項

- (1) 独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則(以下「契約細則」という。)第5条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

【参考】第5条 経理責任者は、特別な理由がある場合を除き、次の各号のいずれかに該当する者を一般競争に参加させることができない。

- 一 契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

四 独立行政法人国立病院機構反社会的勢力への対応に関する規程
(平成27年規程第63号) 第2条各号に掲げる者

(2) 契約細則第6条の規定に該当しない者であること。

【参考】第6条 経理責任者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者をその事実があった後一定期間一般競争に参加させないことができる。

これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。
- 二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るための連合をした者。
- 三 交渉権者が契約を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者。
- 四 監督又は検査の実施に当たり職員及び経理責任者が委託した者の職務の執行を妨げた者。
- 五 正当な理由なく契約を履行しなかった者。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者。
- 七 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者。
- 八 前各号に類する行為を行なった者。

2 経理責任者は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

3 第1項の期間その他必要事項は、別に定める。

(3) 厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格)において、「役務の提供等」のA、B及びC等級に格付けされ、東海・北陸地域の競争参加資格を有する者であること。

【参考】第4条 国立病院機構が行う一般競争に参加できる者は、全省庁の統一資格審査により定める物品の製造・販売等の競争契約の参加資格又は厚生労働省が定める建設工事及び測量・建設コンサルタント等の競争契約の参加資格を得た者とする。

2 前項の一般競争参加資格に基づき、一般競争を実施する場合において、当該競争において必要とされる等級を有する者が僅少であるときは、予定価格に対応する等級に加え次の各号に定めるところより当該資格の等級に格付けされた者を当該競争に参加させることができる。

- 一 建設工事直近の上位及び下位の等級に格付けされた者
- 二 測量・建設コンサルタント等直近の上位及び下位の等級に格付けされた者
- 三 物品製造等(物品の製造・物品の販売・役務の提供等及び物品の買受け)物品の製造、物品の販売及び役務の提供等にあつては、予

定価格に対応する等級がA等級の場合は二級下位の「B、C」に、B等級の場合は直近の上位及び下位の「A、C」又は二級下位の「C、D」に、C等級の場合は直近の上位及び下位の「B、D」に、D等級の場合は直近の上位の「C」に、物品の買受けにあたっては、直近の上位及び下位の等級に格付けされた者

3 前2項の規定にかかわらず、審査会において特に参加資格を認められた者については、当該競争に参加させることができる。

4 経理責任者は、一般競争に付そうとする場合において、契約の性質又は目的により、当該競争を適正かつ合理的に行うために特に必要があると認めるときは、第1項の資格を有する者につき、更に必要な資格要件を定め、その資格を有する者により当該競争を行わせることができる。

(4) 契約細則第4条の規定に基づき、医療事務サービス認定の資格を有する者、若しくは、厚生労働大臣の許可を得た医療事務に係る試験に合格した者を配置することができることを証明できる者であること。

(5) 入札書の提出期限の日から開札までの期間に、国立病院機構契約指名停止等要領に基づく指名停止期間中でないこと。

3 契約条項を示す場所

〒514-0125

三重県津市大里窪田町357

独立行政法人国立病院機構三重病院 事務部企画課 業務班長

電話 059-232-2531 内線1120

4 競争執行の場所及び日時

(1) 入札書等の提出場所、入札説明書の交付期間・場所及び問い合わせ先

平成30年7月24日から平成30年8月7日まで（土曜日、日曜日及び除く毎日9時00分から17時00分まで）前項の担当部署にて交付する。

(2) 入札書等の受領期限

[入札書等の書類]

平成30年8月7日（火）17時00分

※ 郵送の場合は、当日必着とする。

(3) 開札の日時及び場所

平成30年8月9日（木）10時00分

場所：独立行政法人国立病院機構三重病院 外来治療棟 2階会議室

5 その他必要な事項

(1) 入札保証金及び契約保証金 免除する。

(2) 入札者に要求される事項

この一般競争に参加を希望するものは、封印した入札書に前記2(3)及び(4)

の証明となるものを添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない。
なお、入札者は、開札日の前日までの間において、経理責任者から上記証明になるものについて説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(3) 入札の無効

本公示を示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

(4) 契約書作成の要否 要。

(5) 契約の相手方の決定方法

提出された有効な入札書のうち予定価格の範囲内で入札額を提示した方を契約交渉権者とする。その者が複数の場合は、入札額に従い交渉順位を付するものとし、最低価格を入札した者を第一交渉権者とする。第一交渉権者決定後直ちに交渉を開始し、契約価格を決定する。ただし、交渉不調の場合、又は、交渉開始から10日以内に契約締結に至らなかった場合には、経理責任者は交渉順位に従い他の交渉権者と交渉を行うことができる。

(6) 詳細は入札説明書による。

以上